提出用

令和 🔟 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

				務	付 \印					受贈	者の	氏名							第
	次		用を受ける場																表
] 私は、租	且税特別措置沒	去第70条の	3第1項	の規定	による札	目続時精	算課税選	軽択の	特例	の適用	を受り	ナます	0		(単位:	円)	ı
	特定則	贈与者の住所・	氏名(フリガナ)・	申告者との続柄	• 生年月日				得した財産				財産	を取	得し	た年	月日		和
			i点(゜)は一字分とし、姓と			性 類	細 目 在場 列	利用区分・ 銘 柄 等	数量 固定資産税評価 額	1	価 数		財	産	の	価	額		五年
	住 彦	f				,,,,			部 伽 省	<u>H</u>	円								台
相												平成		年		月		日	(令和元年分以降用)
								l	P	Ч	倍	וויייד						1	1‴
																			第
続	フリガナ										円								第二表は
	チ 上 氏 名	<u> </u>										平成		年		月		日	I '
									P	Э	倍	וויי נד							必要
時																			な添
			父 1 日	2、祖父 3	*						円								┫付書
地主	続	柄	←	4以外 5	※5の場合に	-						平成 令和		年		月		日	必要な添付書類とともに申告書第
精	生月	年日			記入します。		l	ı	Р	ŋ	倍	17-14							もも
	/1		明治 1、大正	2、昭和3、	 平成 【4 】	-													世
算	財産	の価額の合言	計額(課税価格	,)		1			l		23								一音
	特	過去の年分	の申告において	て控除した特別	引控除額	の合計額	(最高2,	500万円)		24)								
	別控	特別控除額	の残額(2,500)万円-24)							25					П		П	一表と一緒に提出してくださ
課	除額の	特別控除額		5の金額のい	 ずれか低	い金額)					<u>26</u>								緒
	計算	翌年以降に	繰り越される特	寺別控除額()	2.500万月	Ч — (24) — (26)				27)					$\overline{\Box}$			提出
-12	71		の課税価格(②								28					+	0 0	0	
税	税額		税額 (28×20)		.00112(1)	7710 0	•				29					₩	0		\{ \{ \frac{1}{2}
	の計		控除額(外国に		四川た坦△	で 別国の	1贈与揺え非	けたわたし	・キャ記すし	ます)	30								
分	算	差引税額(のの別座の組みで	又りた物口	I C. TIEV	用子作でめ	(45)41/20	. e k.pl/\	'A 9 o /	_								ر ب _ا ا
71		左り祝領(控除を受けた年	分一受目	増者の住	所及び氏	名(「相続	寺精算課税選	₹択届出	<u>31</u>	郡した住	所・氏名	スと異な	ろ場合(このみ記	入します	.)	-
		の特定贈与	署	平成 年分			1112020	LI (TILIDU	THATING	51/ /III JII		5#X 07C [II	// LC-L	1C X /8	0-701 LI	C 0 7 0 7 HG.	(08)	.,	1
		らの贈与に 取 得 し た	₩																┨
	財産	に係る過去 目続 時 精 算	署	平成 年分															-
	課税	分の贈与税	署	平成 年分	7														
	の	申告 状 況	署	平成 年分	+														
	1	(注) 上記の	• の欄に記入しきれ	ないときは、 谚	官の田紙に	て記載し提	出してくた	ジオい.											-

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

*		整理番号			1	5簿		届出番号	_	
*	税務署整理欄		コード				確認			

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

控

用

				T			
受贈	曽者の	氏名					第
			1		1		第二表
選択の	特例	の適用を	を受けま	す。	(単位:円	1)
産の明	月細		財産を	取得し	た年月	目	一 令
単	価						┛╬
· 伯	数		財 産	の	価	額	
	円						分以
		平成 行和			月		(令和元年分以降用)
円	倍						\neg
	円						$\neg \cup$

用
0:
の田
この用紙は「控用」です。。中
な控
苚
です
٠. +
告
には
必ず
提
申告には必ず、提出用、を使用して
を :
使用
して
くざ
たさ

	L	」私は、柱	L税特別措置法	去第70条	き003第	11 填	の規定	によ	る相	続時精	算課税選	択の	特例	の適り	目を引	受けま	す。			(単位	: 円
	of also and to the	* - + - 1	ボ タ /ーハ バ 1 〉 ・	± # ± 1 0	<i>/+</i> <i>T</i>		左の	特定則	曽与者		得した財産	の明	細		財	産を	取得	しり	き年	月日	
			氏名(フリガナ)・1 ^{点(゜)は一字分とし、姓と}				種 類	細	目	利用区分· 銘 柄 等	数量	単	価								
	住 所						所	在場	,所	等	固定資産税評 価 額	倍	数		財	産		の	価	額	
_	1111 171	I											円	77 H			_		1 1		
														平成	<u> </u>	f	F _		月		」日
											円		倍						_		
苊	フリガナ												円								
	氏 名	í												平成			F [月		▋
								•			円		倍								
寺																				\Box	
			父 1 、母 [2 祖父	3 *								円					_			
±	続	柄┃┃ ◀	祖母 4、1		5 *5	の場合に								平成		ź	F		月	$\overline{\Box}$	一日
曹	生	年			18	入します。		1			円		倍	1111							_
	月	<u>∃</u>	明治 1 大正	一 四	3 平成	<u> </u>											T	7		$\neg \Gamma$	7
争	財産の		十額(課税価格		0, 1%	ا ت							23				t			╬	╦
7					는 #± 미네+亦	· [[公安古/	n∆=⊥¢	5 /旦	古の	-00 -	`		24)		\blacksquare		÷			= -	╬
	別	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)															÷	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
#	控 特別控除額の残額 (2,500万円 - 24) 額 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *												25		H		Ŧ	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
不	の計	特別控除額(図の金額と図の金額のいずれか低い金額)											26				<u></u>			<u> </u>	
		翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-⑷-缬)											27)								
兑		26の控除後	の課税価格(②	3-26)	[1,000]	円未満	切捨て]					28							00	
'Ь		28に対する	税額 (28 ×20)	%)													T				
	の 計	計 外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 30 30														ĦĒ	ī				
ì	算		29 – 30)										<u>31</u>				÷			╬	
•			申告した税務署名	控除を受け	た年分	受贈	曽者の住	所及7	び氏	名(「相続	寺精算課税選 捷	7届出書	-	 !載した	単・・	<u>L L</u> 氏名と昇	なる	<u>」</u> 場合に	のみ記.	<u></u> 入しま?	<u> </u>
		の特定贈与	署		年分																
		らの贈与に 取得した		₩.	在公																
		に係る過去 続 時 精 算	署	平成	年分																
	課税	分の贈与税	署	平成	年分																
	σ #	告 状 況	署	平成	年分																

---(注)上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に 「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精 算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。